

3 川 監 公 第 4 号

令和 3 年 7 月 2 6 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 2 年 1 0 月 1 2 日付け 2 川監公第 1 8 号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

3 川 総 コ 第 5 号

令和 3 年 4 月 1 5 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 2 年 1 0 月 1 2 日付け 2 川監報第 6 号で報告の提出がありました定期監査
の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和2年度第1回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）産業廃棄物処理の施工監理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、中原区内の公園施設の緊急補修工事である。これは、工事の必要が生じた都度、監督員の指示により請負者が施工し、請負者から報告される施工内容を精査したうえで変更設計により精算を行うものである。

このうち廃棄物についてみたところ、廃プラスチック等の産業廃棄物が発生しているが、環境省が定める「建設廃棄物処理指針」によると、工事において発生する産業廃棄物について、発注者は適正な処理費を計上し、適正に処理されたことを確認することとされている。

しかしながら、監督員は関係法令等の理解が十分でなかったため、一部の産業廃棄物について処理状況を確認しておらず、また、その処理費を変更設計で計上していなかった。

産業廃棄物処理の施工監理に当たっては、関係法令等の確認を十分にを行い、処理状況を適切に確認するとともに適正な処理費を計上されたい。

[措置内容]

指摘事項については、改めて関係法令を確認し、適正な処理を行うとともに産業廃棄物の処理費を適切に計上するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、施工管理を適正に行うよう努めます。

（工事番号15）（中原区役所道路公園センター整備課）

（2）建設発生木材処理の施工監理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

市道菅生433号線道路改良工事は歩道を整備する工事、生田緑地南

遊園防球ネット補修工事は既存の防球ネットを補修する工事である。

これらの工事においては既存樹木を撤去することとしており、この撤去した樹木（以下「撤去樹木」という。）は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に定める建設発生木材に該当し、市が定める「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に規定する指定施設へ搬入することとされている。

しかしながら、いずれの工事においても監督員は建設リサイクル法の理解や取扱要領の内容の把握が十分でなく、撤去樹木が指定施設以外へ搬入されていたことを把握していなかった。

建設発生木材処理の施工監理に当たっては、関係法令等の内容を十分に理解し、適正に処理されるよう確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、設計積算監督関係職員を対象とした研修会を書面開催し、関係法令等の内容の把握及び建設廃棄物の適正な処理について周知徹底しました。

今後は、施工管理を適正に行うよう努めます。

（工事番号 33、39）（宮前区役所道路公園センター整備課、多摩区役所道路公園センター整備課）

（3）関係法令の基準に基づき適正に縁石を設置すべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、八幡橋の長寿命化を目的として伸縮装置、車道及び歩道の修繕を行うものである。

このうち歩道巻込み部の縁石の設置状況についてみたところ、「道路構造令」によると、縁石を設置する場合の高さは車両の乗上げ防止のため

め、車道に対して15 cm以上とされており、横断歩道に接続する部分は2 cmとされている。

本工事においては、交差点の横断歩道接続部以外の縁石についても2 cmの高さで設置されていた。

これは、監督員は「道路構造令」は把握していたものの、2つの横断歩道が近接していたため当該箇所を横断歩道接続部とみなしたことによるものであった。

しかしながら、当該箇所は横断歩道接続部ではないことから、縁石は15 cm以上の高さで設置すべきであった。

縁石の設置に当たっては、関係法令の内容を正確に把握し適正に工事を執行されたい。

なお、当該箇所の縁石は事実判明後に改善されている。

[措置内容]

指摘事項については、事実判明後に現場改善を行いました。また、設計積算監督関係職員を対象とした研修会を书面開催し、適正な設計監督について周知徹底しました。

今後は、適正な設計監督業務に努めます。

(工事番号34) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(4) 測量費の積算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本委託は、大雨により崩落した斜面の測量及び調査を実施し、対策工法の検討及び設計を行うものである。

このうち、測量費の積算についてみたところ「公共測量作業規定」(以下「作業規定」という。)によると、縦断測量及び横断測量の実施に際して、付随して中心線測量等複数の測量が必要となるが、それら複数

の測量費は設計書に計上されていなかった。

これは、設計者は作業規定の内容を把握しておらず、縦断測量及び横断測量の実施に付随する測量作業の理解が十分でなかったことによるものであった。

測量費の積算に当たっては、実施する測量作業に応じて付随する測量の内容を十分に理解し適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、所内の設計業務に携わる職員と指摘内容を情報共有し、作業規定の内容について再確認するとともに、同規定の内容を適時確認するよう設計積算監督関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正に積算を行うように努めます。

(工事番号60) (麻生区役所道路公園センター整備課)

(5) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 見積りを用いた工事単価を適切に決定すべきもの

同一公園内で複数の遊具を撤去する工事費の積算に当たり、見積りを用いた工事単価の決定方法が適切でなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、見積りを用いた工事単価を適切に決定し積算を行うよう、書面による研修会にて情報を共有し設計積算監督関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正に積算を行うように努めます。

なお、今後は建設緑政局緑政部みどりの保全整備課にて、標準的な遊

具の撤去費について単価を設定し運用を行う予定です。

(工事番号13、18、35) (幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、宮前区役所道路公園センター整備課)